

3. 最後に

以上、本委員会の行った聞き取り調査をベースにしなが、ハンセン病強制隔離政策の被害の内容を概観した。

しかし、最後に述べたいのは、その被害の悲惨さではない。このような悲惨な被害を抱えながらも、なおも、この状況を生き抜き、たたかい、豊かな情愛を築いてきた人間の生のすごさについて述べたい。

聞き取り調査の対象となった入所者の皆さんは、人としての生をけっして潰されてしまったりしていない。

何度も療養所の脱出を試みて挫折した聞き取り⑫の男性は、目が不自由になった30年ほど前から園に籍は置きながら、園の近くの団地で妻、息子と一緒に生活している。子どもが小さいころには県外に働きに行っていると嘘をついていたが、子どもが高校に入学したころ、初めて自分の病気のことを打ち明けた。子どもは「早く言ってくればよかったのに」と言った。妻は、あのすさまじかった隔離の時代からこれまで、ずっと妻として男性を支え続けた。

聞き取り⑬の男性は、ここ3～4年、夫婦であることのありがたさを感じていると言う。若いころ、神経痛で動けなくなった時妻が一生懸命介護してくれたので、今はその恩返しとして脳梗塞になった妻を看てあげなければならないと思っている。静かで深い情愛がここにある。

社会復帰への夢を砕かれた聞き取り⑭の夫は、その後油絵を描き始めた。県美展で入選した。絵を描くことで社会との接点がいろいろできたのに、まだ菊池恵楓園にいることを隠したい気持ちのある自分を少し悔しく感じている。早くこれを解きほぐしてくれるものが自分であればいいなと思っている。

故郷に幼い子ども3人を残して収容された聞き取り②の女性は、3人の子どもたちを育て上げてくれた夫に深く感謝した。「主人が一番きつかったと思います。主人一人で子どもを育てたのですから」。入所する時、夫には「いい人を見つけて再婚してほしい」と頼んだ。しかし夫は再婚しなかった。夫は長年働き続け糖尿病になり入退院を繰り返すようになっていた。1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止になった時、「やっと介抱できる」とうれしかった。誰に何と言われようとも決心して夫と一緒にしばらく暮らした。「一市民になれた」と思った。翌年夫が亡くなった。「どこを押しても涙が出るのですよ。体中から」。

他の皆さんも、それぞれに、趣味を持ち、自分の考えを持ち、夫婦で助け合って本を出版されていたり、自治会の活動や入所者の利益を守るための活動に生きがいを感じておられたり。

どんな状況の中でも、人は希望を失わず、自分の生を生き抜く強さを持っていると、これらの人々の話は確信させてくれた。貴重なお話をしてくださった皆さんに深く感謝した

い。

私たちは、今、ここに示された被害をいかに克服するかという課題に直面している。容易に氷解しない社会の差別や偏見にどう立ち向かうのかということが問われなければならない。入所者の心の中に築かれた壁をどうすれば溶かしそこに近づくことができるのかも考えなければならない。

その際に重要なことの第1は、ここに示された実際に起きた事実が何であったかをしっかりと把握することである。事実を知ることがなければ正しい方向を目指すことができない。

第2に、これらに対する対策を考える場合は、それが単なる社会福祉にとどまらず、「ハンセン病問題基本法」が示すように、被害の回復こそが図られる対策でなければならないことである。

第3に、取り組みは、継続的でなければならない。

第4に、しかし取り組みは時には劇的でなければならない。特に、今後の入所者の被害回復については、療養所の将来構想の問題が決定的に重要な意味を持つ。これを確保するためには抜本的なこれまでに例のない政策が必要である。また、高齢化が進んでいく療養所であって、医療・介護をさらに充実させ、入所者の皆さんが安心して過ごすことができる環境をつくらなければならない。

第5に、差別や偏見の克服には、ここに示されたような被害の事実を一般の人に知らせ、市民と入所者・退所者・非入所者・家族の皆さんとの交流できる場面を数多くつくっていかなければならない。

これらの活動を、行政、市民が一体となって取り組む時、新しい地平が開けてくるだろう。

母の入所

菊池・杉野桂子

母が亡くなって九年が過ぎた。生きていれば九十七歳である。幸薄かった母が偲ばれてならない。

母は昭和二十六年七月末、恵楓園に入所した。「無らい県運動」による強制入所であった。私が小学校五年生の夏休みのことだった。何時から入所の勧奨があったのか。覚えていないが、村役場や保健所の人に来て、その人達が帰った後、庭や納屋の片隅で深刻そうに話していた父母の様子から、子ども心に何か重大なことが起こっていると不安になったものである。

家には一月末に生まれた弟がいた。「乳飲み子をおいてはいけない」と断り続けていた母だったが、毎日のように（私にはそう思えた）保健所や役場の人が出入りするため、隣近所の目もあって、泣く泣く入所したのだった。指定の駅に着くと、収容の貸し切り車両が停まっていて、人吉や球磨地方から収容された患者が乗っていた。ホームには白衣姿の職員や駅員など、物々しい雰囲気が漂っていた。

今、「熊本県の無らい県運動」の検証作業が進められているが、母が入所した昭和二十六年一月には、県の予防課が町村長宛に収容通牒を発しているというから、勧奨もきびしかったのだろう。

私は五年後の三十一年に入所したが、同郷の人が五、六人いてびっくりしたものだ。みんな昭和二十六、七年の入所だった。

母が入所した時、乳飲み子だった弟と三歳の妹は、熊本市内の養護施設に預けるために一緒に連れて来られたが、妹は恵楓園に着いた晩に疫痢を発症して、三日目には亡くなってしまった。冷房も扇風機もない列車の中は蒸し暑く、アイスキャンデーを食べたり、生水を飲んだりしてお腹を壊したのだった。母は死ぬまで「収容されなければ…」と悔やみ続けていた。

「らい予防法」が廃止され、国賠訴訟で国の誤りが正されて、故郷と行き来し、兄弟姉妹と旅行に行ったりする療友も増えた。そんな睦まじい話を聞くたびに、「妹が生きていれば…」と寂しさが募る。

「無らい県運動」によって、一家心中事件など全国で悲劇的な事件が多く発生しているが、それは我が家に起こりうることであった。「無らい県運動」がなかったら、妹も死なずにすんだし、母も穏やかな人生を送れたかもしれないと思うと、「無らい県運動」の酷さを告発せずにはいられない。